

役場 **☎63-2111**
教育委員会 **☎63-3046**
保健福祉センター **☎63-1311**

「退職者医療制度」の届出にご協力ください

◆対象者は?
会社などを退職して国保に加入した方のうち、次の条件に当てはまる方と、そのご家族の方は「退職者医療制度」に該当します。

○退職被保険者（本人）の条件

- ①年金の受給権があること
- ②現在64歳以下であること
- ③厚生年金・共済年金に合計20年以上、または40歳以降10年以上加入していること

○退職被扶養者（家族）の条件

- ①退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者により生計を維持していること
- ②現在64歳以下であること
- ③年間の収入が130万円未満（60歳以上64才未満の方は180万円未満）であること

◆どんな制度?
多くの方は会社などを退職した後に国保へ加入しますが、勤めていたとき（若年時）よりも退職してからのほうが医療の必要性が高くなりますので、国保に加入してからこの医療費のほうが多くなる傾向にあります。このような医療保険間の不公平を是正するためには設けられた制度が「退職者医療制度」です。

◆どんなメリットがあるの?

退職者医療制度と一般の国民健康保険では、納めていただけ国保税や、医療費の窓口負担割合（3割）に違ひはありませんが、残りの医療費（7割）を負担する財源が異なります。（一般金）適正に退職者医療制度へ加入していくことで、高山村国保の負担が軽減されるため、結果的に皆様から納めていただく国保税の増額を

◆届け出にご協力ください
抑えられることにつながります。
条件に当てはまる方は、①現在使用している国保の保険証、②年金証書（退職被保険者の条件に該当する方）を持参のうえ、高山村役場住民課窓口までお越しください。

よくある質問～国保Q&A～

A Q 70歳になると医療費が安くなると聞きましたが、どのような仕組みですか?
70歳になると「高齢者受給者証」を提示して医療を受けることになります。

○高齢者受給者証とは

70歳～74歳の方に交付され、保険証と一緒に使用します。保険証だけ、または高齢者受給者証だけでは使用できません。

○適用となる時期

満70歳の誕生日の翌月（1日生まれの場合はその月）から、満75歳の誕生日の前日までです。

○窓口での負担割合

1割または3割（一定以上の所得のある方）です。

○負担割合の決め方

毎年8月1日に、前年度の所得をもとにして決定します。世帯の中で国保加入者の増減や所得に変更があった場合などは、負担割合が変わることがあります。

○交付方法

高山村役場住民課から通知が届きますので、住民課窓口へお越しいただき交付を受けていただきます。

お問い合わせ先
高山村役場住民課 **☎0279・63・2111**

・渋川年金事務所 国民年金課
☎0279・22・1607

年末調整や確定申告の際には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の証明書の添付や提示が必要です

平成23年1月から平成23年12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除の対象になります。

平成23年中の所得の申告について、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際には、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられています。

このため、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が日本年金機構から11月上旬までに送られます。

年末調整や確定申告の手続きの際には、この控除証明書または国民年金保険料の領収証書が必要になりますので、申告をするまで大切に保管してください。

くわしくは、控除証明書専用ダイヤル**☎0570・070・117**（IP電話からは**☎03・6700・1130**または年金事務所へお問い合わせください。





新委員 大谷政代さん

教 委 員 長
職 務 代 行 者
委 員 長
教 委 員 長
高 平 秀 三
大 谷 政 代
鈴 木 正 晴
大 木 の り 子
亞 刀 美 関 開 伸
正 晴 大 木 の り 子
美 関 伸 鈴 木 正 晴
秀 三 大 谷 政 代
高 平 鈴 木 正 晴
教 委 員 長
職 務 代 行 者
委 員 長
教 委 員 長
高 平 秀 三
大 谷 政 代
鈴 木 正 晴
大 木 の り 子
亞 刀 美 関 開 伸
正 晴 大 木 の り 子
美 関 伸 鈴 木 正 晴
秀 三 大 谷 政 代
高 平 鈴 木 正 晴

教育委員会において任命同意を得て、大谷政代さんが任命されました。

委員会の構成は次のとおりです。

また、10月3日に開催された教育委員会で、教育委員長に関刀美さん、委員長職務代行者に大木のり子さんがそれぞれ就任されました。

新教育委員には、9月定例議会において任命同意を得て、大谷政代さんは、9月30日をもつて任期満了のため退任されました。

平成15年10月1日から2期8年にわたり、教育委員として村の教育行政にご尽力いただいた中山美代子さんが、9月30日をもつて任期満了のため退任されました。

教育委員が替わりました

難病患者に見舞金支給

高山村では特定疾患の患者（難病患者）とその家族の福祉の増進を図ることを目的に、高山村特定疾患等患者見舞金支給要綱を制定しています。

支給の決定
村長は見舞金支給申請書を受理したときは、内容を審査のうえ可否を決定し、申請者へ通知いたします。

見舞金の額

見舞金の額は、年額3万円です。

支給時期

12月の村長が定める日とします。

制度の内容については、次とのおりで、この制度において、見舞金を受給できる「患者」とは、次のいずれかに該当する方となります。

①群馬県が実施する特定疾患医療の給付を受けている方

②群馬県が実施する小児慢性特定疾患医療の給付を受けている方

③群馬県が実施する先天性血液凝固因子障害医療の給付を受けている方

村長は、受給者が次のいずれかに該当する場合は、すでに支給した見舞金の全部又は一部を返還させることができます。

見舞金の返還

①虚偽、その他不正の方法により見舞金の支給を受けたとき

②この要綱に違反したとき

なお、平成23年度において見舞金の支給を受けようとする方は、12月1日現在において患者又は保護者であり、本村に在住し、住民票に記載されている方です。見舞金の支給を受けようとする方は、見舞金支給申請書により、その旨村長に申請しなければなりません。

受給の申請

見舞金の支給を受けるこ

とができる方は、12月1日

とあります。

高山村役場住民課

63-2111(内線633)

学校給食を食べてみませんか！

給食を食べながら 考えましょう 語り合いましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成23年11月22日（火）
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円（当日集金します）
- 申しこみ 高山小学校 教頭（小倉）まで
電話（63-2001）でお申し込みください。
- 締め切り 11月18日（金）まで
※先着20名とさせていただきます。
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくことになりますがよろしくお願ひ致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけ下さい。

予定献立

- ・ドライカレー・牛乳・こんにゃくサラダ
- ・ごまかぼちゃ・みかん



11月のメニューは子ども達に大人気のドライカレーです。19種類の材料を使い、給食センターで愛情をたっぷりこめて作ります。ふつうのカレーとは一味違うので、カレー好きな方はもちろん、そうでない方にも喜んでいただけると思います。どなたでもご参加いただけますので、お気軽にご来ください。

「地震への備えはできていますか？」無料で木造住宅の耐震診断を行います。

「安心安全なむらづくり」の推進を図るため木造住宅を対象に無料で耐震診断者を派遣し、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

対象住宅：①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が1／2以上の住宅）

②平屋建て又は2階建ての住宅

③在来軸組構法によって建てられた住宅

対象者：①高山村に住所を有し、対象住宅の所有者かつ居住者

②村税の滞納がない者

募集期間：平成23年11月1日（火）～
平成23年12月9日（金）まで

募集戸数：本年度は、10戸（先着順）

耐震診断を行う者：（社）群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者

耐震診断の内容：設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱くて倒壊する可能性があるか等について診断を行います。（耐震改修の方法について、診断するものではありません。）

用意するもの：間取り、壁、戸、窓、筋交いの位置が明示された平面図等が必要です。

※原則、図面等がない場合は耐震診断を行うことができません。

費用：無料（ただし、耐震診断者の交通費実費分は個人負担）

申し込み先：高山村役場 農政課 住宅係
☎0279-63-2111 内線51

「第63回人権週間」特設人権相談所の開設について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る12月4日から10日までの一週間を「第63回人権週間」と定め、全国的な各種行事を企画しています。前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごと等で悩んでいる方はどのようなことでも構いません。お近くの特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

開設日時 平成23年12月6日（火）

午前10時から午後3時
場所 高山村いぶき会館

特設人権相談所へお越しになれない方は、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、御利用ください。

電話相談 0570-003-110

インターネット <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

お問い合わせ先 前橋地方法務局人権擁護課
☎027-221-4466（代表）

「年末調整についての説明会」の開催について

中之条税務署では、給与所得に係る源泉所得税の「年末調整についての説明会」を次のとおり開催します。

◎吾妻東部地区（中之条町・東吾妻町・高山村）

日 時 平成23年11月17日（木） 13：30～15：30

会 場 吾妻郡文化会館（大会議室）

◎吾妻西部地区（長野原町・嬬恋村・草津町）

日 時 平成23年11月18日（金） 13：30～15：30

会 場 長野原町山村開発センター（大集会室）

お問い合わせ先 中之条税務署（法人課税部門）

☎0279-75-9068

献血のお知らせ

いのちを救う愛の献血にご協力ください！

日 時 平成23年11月22日（火）

場 所 ★10：00～12：00 高山村役場

★14：00～16：00 高山運輸倉庫（株）

※注意点等

・本人確認を実施していますので、ご自身を証明できる書類の提示をお願いします。

・全血献血にご協力ををお願いいたします。

・風邪薬等を服用している方は、献血できないことがありますのでご注意下さい。



善意のお気持ちに感謝いたします。

シルバーチャリティーゴルフ参加者皆様と高山村ゲートボール協会（チャリティーゲートボール）様より尊い寄付が

寄せられました。福祉に対するご理解とご協力に深く感謝いたします。ありがとうございました。

指定管理者から

「ふれあいプラザ」「直売所レストラン」では秋の新メニューをはじめました。ふれあいプラザの「秋のフライ定食」はカキとエビフライが中心、タルタルソースで召し上がつていただきます。「旬の海鮮丼」は「イクラ」がポイント、刺し身と鮭のそぼろが加わって彩りも豊かです。「3色そぼろ丼」は鶏肉のそぼろと錦糸卵、グリーンピースの3種類で構成。大広間でごゆっくり歓談・召し上がってください。「直売所レストラン」では地粉を使った「だんご汁定食」をはじめました。地粉のもちもち感と野菜の具たっぷりのなつかしさがやみ付きになりそうです。ほかに、大きなカツがのったカツカレーもはじめました。

みどりの村キャンプ場は、10月末で冬季閉場となります。御利用有難うございました。東日本大震災の影響もあり前年度の86%の売り上げでした。キャンプ場ではインターネット予約を6月から開始しました。当初は予約者全体の3割ぐらいの御利用でしたが、最近では5割の予約がインターネットからです。インターネット予約は夜間の申し込みが多く、家庭でくつろぎながらキャンプ場探しをしている姿が目に浮かびます。今後とも皆様の御利用をお待ちいたします。

高山村観光施設指定管理者
(株)ワクワクたかやま

住民基本台帳登録人口しらべ

(平成23年10月1日現在)

行政区	男	女	計	世帯数
原	245	229	474	130
本宿	236	246	482	143
新田	271	310	581	182
五領	144	144	288	90
判形	342	364	706	239
役原	87	84	171	64
関田	128	133	261	83
戸室	110	129	239	71
火の口	64	59	123	37
北之谷	88	82	170	54
熊野	96	98	194	59
梅沢	91	103	194	80
梅沢(バース)	1	0	1	1
茶屋ヶ松	31	39	70	31
老人ホーム	19	39	58	58
合計	1,953	2,059	4,012	1,322
高山村大字中山	1,380	1,474	2,854	954
高山村大字尻高	573	585	1,158	368

赤十字活動資金への ご協力ありがとうございました

日本赤十字社高山分区では、毎年、行政区を通じて日本赤十字社への社費の募集を行っております。

平成23年度は、皆様のご協力により537,500円集まりました。

ご協力に心より感謝申し上げます。

この資金は、国内外の災害救援活動、復興支援をはじめ、献血事業・救急法等講習会の開催など様々な人道的活動に役立てられます。

今後とも赤十字活動にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日本赤十字社高山分区(住民課)

納税等 ★印が11月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	保険税	国民健康	介護保険料	医療保険料	後期高齢者	使用料	上下水道
4月			●							
5月		●								●
6月	●									
7月		●		●	●	●	●	●	●	
8月	●			●	●	●	●	●	●	
9月				●	●	●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●	●		
11月			★	★	★	★	★			
12月										
1月	●	●		●	●	●	●	●	●	
2月				●	●	●	●	●		
3月				●	●	●	●	●	●	

税 税金は社会を支えるあなたの会費

人口と世帯数 (10月1日現在)	
人口	4,012人 (+ 2)
男	1,953人 (- 1)
女	2,059人 (+ 3)
世帯数	1,322世帯(+ 2)
※()内は、前月との比較	

※掲載
届出の際
に希望
しない
方は
申し出
てく
ださい。



平成23年9月15日から
平成23年10月14日まで
の高山村役場届出